

津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

(総合的事項)

- 1 最終処分場等の施設設計を行う段階で、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、項目及び手法の見直しや追加調査を必要に応じて行い、定量的な予測手法を可能な限り用いて、評価を行うこと。
- 2 動植物の調査にあたっては、実施する直前に、地点、時期、期間等が適正であるかどうか、生息・生育特性をふまえた手法であるかどうか等を十分に確認して行い、特に重要な動植物種については、餌となる動植物の状況も含めた生息・生育環境を詳細に把握すること。
また、調査の信頼性を確保するために、調査の状況を詳細に記録し、必要に応じて標本又は写真を保管すること。
- 3 環境保全措置を計画する際には、実行可能な措置であることがわかるように具体的に記載するとともに、その検討した経緯を明らかにし、選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにすること。
- 4 事業実施区域は、溪流環境及び湿地環境が存在している自然環境であることから、これらの環境の特性を十分に把握できるような調査を行うとともに、環境影響への回避・低減が最大限になされるよう、環境保全措置を計画すること。また、公園緑地の整備にあたっては、自然環境や生態系の保全・再生に資する計画を検討し、計画内容を詳細に環境影響評価準備書で明らかにすること。
- 5 住民等の意見に、水道の水源が事業実施区域の下流に存在し、最終処分場の施設の安全性に対する疑問及び懸念があることから、具体的な施設の計画内容及び安全性を詳細に環境影響評価準備書で明らかにすること。

(個別的事項)

1 大気質

気象の調査は、事業実施区域の状況を正確に把握するとともに、一般環境大気質の調査地点が、関係車両の走行する道路に近接しているため、予測評価の際には、関係車両による大気質への影響がないかどうかについて検討しておくこと。

バイパス道路を走行する関係車両の影響についての予測評価は、住宅地等の将来計画の状況を考慮して行うこと。

微小粒子状物質に関する大気環境基準が追加されていることから、現地の測定調査を行うとともに、予測手法が確立された時点で予測評価を行うこと。

2 騒音・振動・低周波音

予測評価を行うための現地調査は、事業実施区域及びその周辺地域の実態に応じた適切な時期に行うこと。

最終処分場等の供用後の予測項目に等価騒音レベルを追加し、環境基準との整合性について評価すること。

バイパス道路を走行する関係車両の影響についての予測評価は、住宅地等の将来計画の状況を考慮して行うこと。

3 水質

事業実施区域が降雨量の多い地域であることから、防災調整池の規模等を明らかにするとともに、最終処分場等の供用後における降雨時の水の濁りの項目についても影響評価を行うこと。

河川に最終処分場の浸出処理水を放流しない計画になっているが、人の健康被害を防ぐ観点から、事業実施区域周辺の河川及び地下水について環境基準項目の現地調査を行い、その結果を環境影響評価準備書で明らかにすること。

4 地形及び地質

活断層の存在については既存資料等により調査し、活断層の土地の安定性に及ぼす影響について予測評価を行うこと。

5 地盤

事業計画では、事業実施区域が軟弱地盤であることを考慮し、最終処分場用地に地下水の集排水管を設置し、地下水を給水用として取水し、積極的に排除することになっていることから、詳細な計画が明らかになった時点で、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。

6 動物、植物、生態系

カモシカ、ヤマネ及びオオダイガハラサンショウウオが生息している可能性のあることから、これらについても影響評価を行うこと。

事業実施区域内の湿地環境は、土地の改変及び防災調整池の設置により、表流水及び地下水の流動が変化することで、基盤環境が変わる可能性のあることに留意して予測評価を行うこと。

猛禽類の調査は、事業実施区域及びその周辺に生息している種の営巣期の全行動圏を把握することができる適切な調査地点で、生息環境及び架巢環境が適切に把握できるような期間に調査すること。

7 歴史的文化的な遺産

事業実施区域周辺には、津市の天然記念物である球状花崗岩が分布していることから、所管の市教育委員会と協議を行い、影響評価を行うこと。

隣接の美杉町多気の地域には、国指定史跡多気北畠氏城館跡が存在し、貴重な埋蔵文化財包蔵地が広く分布していることから、事業実施区域及び周辺における状況について、所管の市教育委員会と十分な協議を行い、必要に応じて影響評価を行うこと。

8 温室効果ガス

建物の省エネルギー化、自然エネルギー導入などの取組みについても計画すること。

9 その他

環境影響評価を行うにあたり、専門家から助言・指導を受けた場合には、専門家の意見について具体的に記載するとともに、当該専門家の専門分野及び聴き取りを行った経過を明らかにすること。